

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が顕著に進行している我が国の65歳以上人口(2025年9月15日現在)は、3,619万人で前年に比べて5万人減少したものの、高齢化率は29.4%と、前年(29.3%)に比べて0.1ポイント上昇し、過去最高となりました。(総務省統計局)全国的には、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加すると見込まれています。高齢化の進展とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等も増加する一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれることから、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題となっています。また、高齢化や人口減少のスピードは地域によって大きな差があり、高齢者の介護サービス需要や地域におけるサービス供給体制も様々であることから、地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保の必要性が指摘されています。

本市では、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を目指す「草津あんしんいきいきプラン」に加えて、平成25(2013)年度からは、認知症の人やその家族を支える施策を推進するために「草津市認知症施策アクション・プラン」を策定して、高齢者施策に取り組んできました。令和2(2020)年には国に先駆けて「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定しています。

本市においては、令和4(2022)年度以降、出生数が死亡数を下回る自然減に転じ、転入超過による人口増加は続いているものの、将来的には人口減少に転じることが見込まれます。また、高齢化率は22.5%(令和8年4月1日)で、全国や滋賀県に比べると低く、横ばい状態で推移しているものの、近年75歳以上人口比率の増加が続いています。ひとり暮らし高齢者の増加に加えて要介護認定率の上昇が顕著で、令和5(2023)年には県平均を上回る状況となっています。

こうした本市の実情に即して、地域包括ケアシステムを深化させ、すべての高齢者が安心して暮らせる社会を目指して「草津あんしんいきいきプラン第10期計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画について

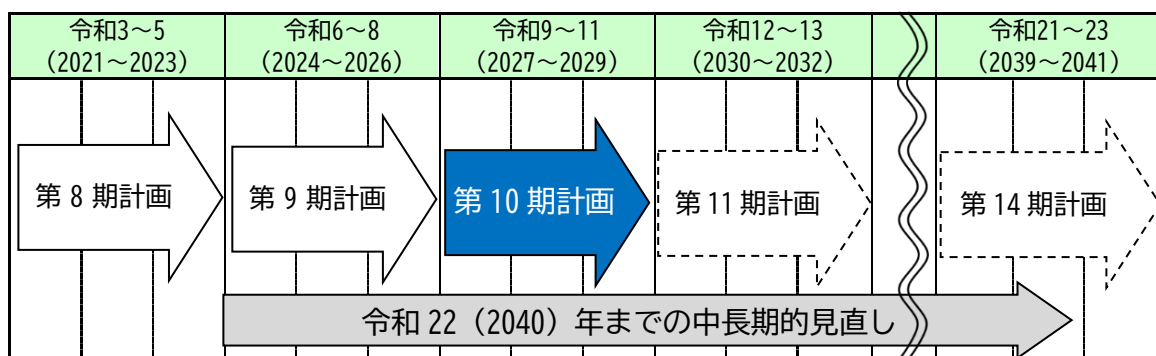
(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間です。

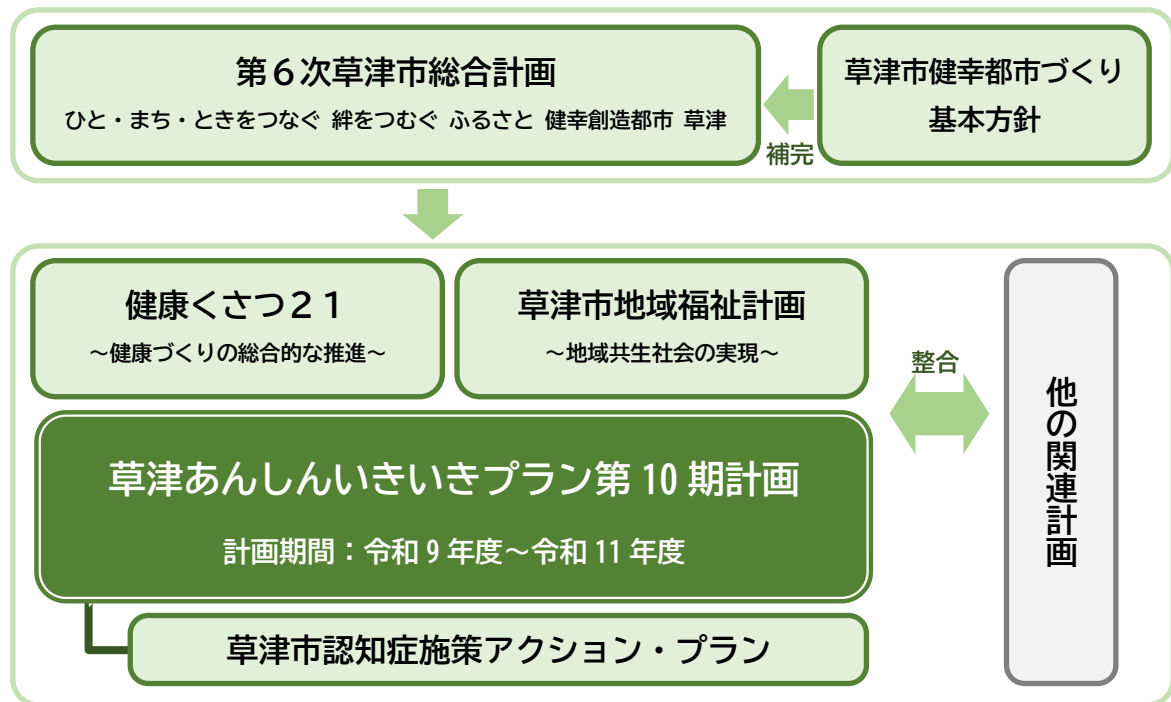
本計画は、全国的に高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を中長期的に見据えた計画とします。



(3) 関連計画との関係

本計画は、「第 6 次草津市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉施策や介護保険制度を円滑に推進することを目的に、「健康くさつ 21」「草津市地域福祉計画」および他の関連する計画との整合を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、それらの課題解決に向けた取組を推進するものです。

○位置づけ



（４）災害や感染症への対応

近年の台風、豪雨等の自然災害や感染症の流行を踏まえ、災害や感染症への対応が必要です。

災害時に迅速かつ的確な避難等の行動をとることが困難な高齢者には、民生委員・児童委員や町内会等の協力を得ながら、避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制づくりなどに取り組めます。

また、高齢者は、感染症に罹患した場合、重症化する危険性が高い傾向にあります。介護サービスは、利用者やその家族の生活にとって必要不可欠なものであり、災害時や感染症流行時においてもサービスの継続が求められることから、介護事業所や県、関係部局等と連携し、感染症対策等に関する研修の実施や感染拡大防止策の周知啓発、必要物資の調達体制の整備などに取り組めます。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

「第6次草津市総合計画 第1期基本計画」では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダー*との目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。



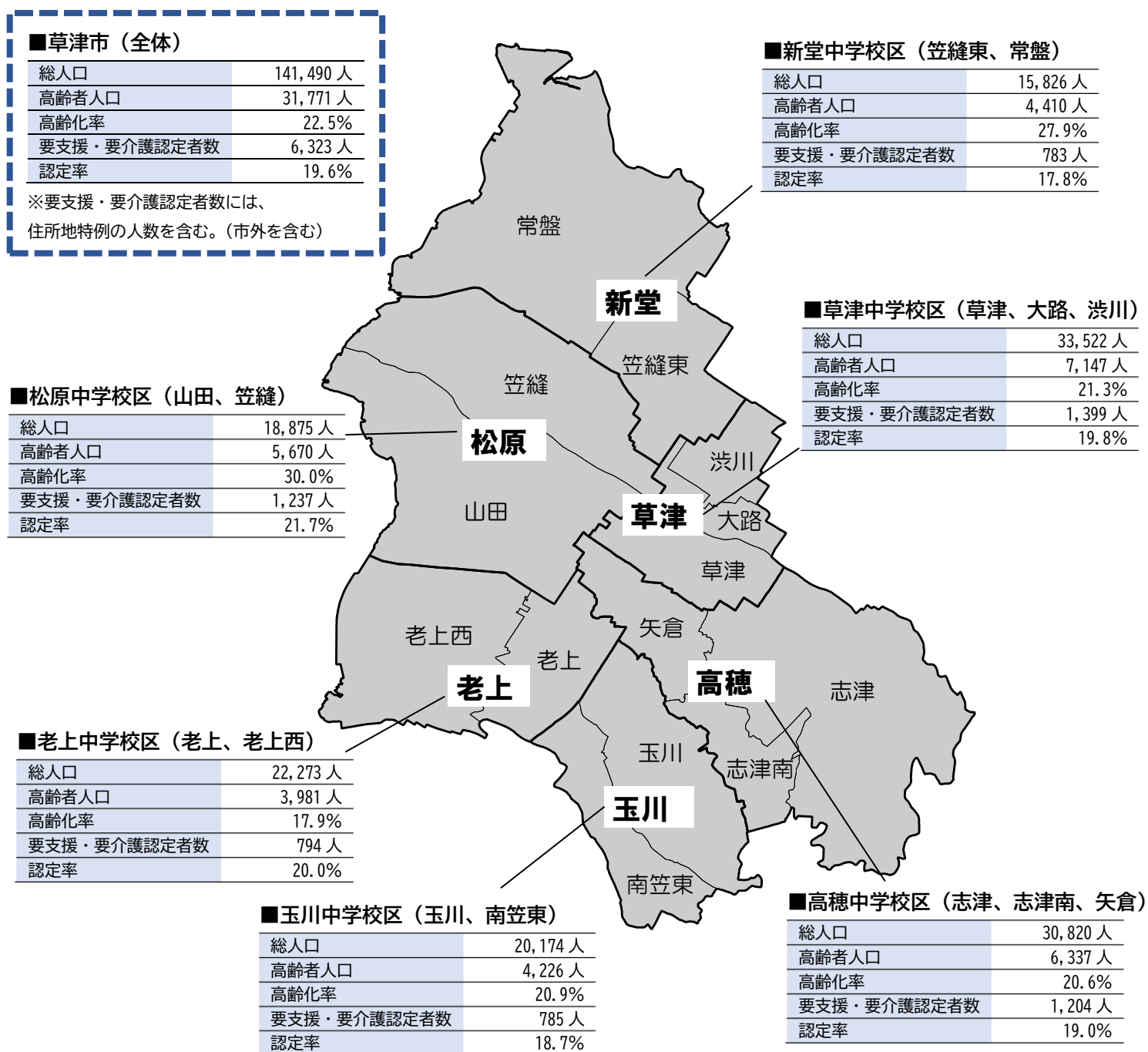
本計画につきましても、SDGsを意識して取り組み、地域や関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、高齢者の最善の利益が実現される社会を目指します。



3 日常生活圏域

介護保険事業計画では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス施設の整備状況などを総合的に勘案し、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを念頭において、日常生活圏域を定めることとされています。

本市においては、小学校区を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取組の継続・発展の観点から、中規模である中学校区（6 学区）を日常生活圏域としています。



資料：総人口、高齢者人口は住民基本台帳（令和 8 年 4 月 1 日）

要支援・要介護認定者数・認定率（第 1 号被保険者のみ）は草津市資料（令和 7 年 10 月 1 日現在）

4 計画の策定体制

(1) 委員会の開催

学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募による被保険者代表者等が参画する「草津市あんしんいきいきプラン委員会」において審議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 高齢者の生活と意識に関する調査の実施

本市の高齢者の現状や地域の実態などを把握するために、アンケートおよび聞き取りによる実態調査を実施し、地域の実態把握、課題抽出等に努めました。

調査名	草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	草津市在宅介護実態調査
調査目的	生活支援の充実、高齢者の社会参加や支え合いの体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源の把握等を行う。	高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
調査対象	市内在住の 65 歳以上の市民のうち、要介護 1 ～5 の認定を受けていない方：5,500 人（無作為抽出）	市内在住の在宅で生活をする要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、調査期間中に認定調査を受けた方：600 人
調査方法	郵送配布、郵送回収またはインターネット回答によるアンケート調査	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和 7 年 12 月 10 日 ～令和 8 年 1 月 13 日	令和 7 年 10 月 1 日 ～令和 8 年●月●日
回収状況	有効回収数 3,336 件 (有効回収率 60.6%)	有効回収数 ●●●件

調査名	在宅生活改善調査	居所変更実態調査	介護人材実態調査
調査目的	自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を抽出する。	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格有無などの詳細な分析を行い、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。
調査対象	居宅介護支援事業所：39件 小規模多機能型居宅介護事業所：10件 看護小規模多機能型居宅介護事業所：1件 合計 50 件	地域密着型介護老人福祉施設：5件 認知症対応型共同生活介護事業所：7件 介護医療院：1件 介護老人保健施設：2件 介護老人福祉施設：8件 サービス付き高齢者向け住宅：8件 住宅型有料老人ホーム：8件 合計 39 件	地域密着型介護老人福祉施設：5件 認知症対応型共同生活介護事業所：7件 地域密着型通所介護事業所：19件 認知症対応型通所介護事業所：1件 小規模多機能型居宅介護事業所：10件 看護小規模多機能型居宅介護事業所：1件 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1件 合計 44 件
調査方法	メール		
調査期間	令和8年2月10日～3月16日		
回収状況	有効回収数 46 件 (有効回収率 92.0%)	有効回収数 27 件 (有効回収率 69.2%)	有効回収数 29 件 (有効回収率 65.9%)

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって、広く市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施します。(実施期間：令和9年1月予定)

5 国の基本方針（制度改正の内容）について（令和8年7月に提示予定）